

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

おコメの女の次はトウジツカン
「統括国税実査官」の女か？マルサの女（強制調査）

『マルサの女』は、1987年に公開された伊丹十三監督・脚本によるコミカルでスリリングな映画です。国税局査察部（通称：マルサ）の女性査察官が、脱税のプロと対決する痛快なドラマです。この映画により、脱税をすると、脱税を摘発するマルサの査察官が突然やって来て、脱税者はコテンパンにやっつけられてしまうということが世間に周知されました。

査察部の調査は、国税通則法（旧国税犯則取締法が編入）に基づき、事前に裁判所の許可を得ている、強制調査です。突然やって来て、調査対象者の同意なく調べたり、押収したりできる調査です。

おコメの女（任意調査）

2026年、テレビドラマで『おコメの女』が放映され、再び、国税局の調査官の仕事が世間の注目を浴びることになりました。国税局資料調査課（通称・リョウチョウ/コメ）の存在です。国税局では課税部に属し、税務署では対応困難な大口・悪質または複雑な税務事案を調査する専門部署です。任意調査でありながら無予告（抜き打ち）調査を多用し、徹底的な反面調査で脱税を解明する精鋭部隊です。

マルサもコメも調査に突然やってくることに変わりはありませんが、こちらは任意調査なので、ドラマの決め台詞ともなっている「明示の承諾」が必要です。

次はトウジツカン（統実官）の女か？

国税局の課税部には資料調査課のほかに、縦割りの弊害を打破して調査の精度や効率を上げる目的で設置された「統括国税実査官」（通称「統実官」）の存在があります。統括国税実査官は、資料情報・情報・国際・富裕層・電子商取引・消費税等と担当が分かれています。縦割りの弊害を打破というだけあって、単一の税目だけ（法人税だけ、相続税だけなど）の調査ではなくあらゆる税目で調査します。

富裕層担当は、誰もが名前を知っている超富裕層の企業経営者や芸能人などの有名人がターゲットです。彼らが持つ資産管理会社（複数を持つ）が知力を結集して駆使して挑んでくる節税スキームに切り込みます。法人税で否認したら、裏返しにある個人所得税と源泉所得税、そして贈与税や消費税、さらには印紙税の漏れも許しません。

次のドラマの主役はトウジツカンの女、かもしれません。



超お金持ちが課税漏れを指摘される場面は、縁のない国民には痛快ドラマに映りますよね。さて『トウジツカンの女』の主役は誰になるのでしょうか。

相続税調査は増加傾向 追徴課税額も過去最高水準に

実地調査は 9,500 件超に増加

令和 6 事務年度の相続税に関する実地調査件数は 9,512 件で、前年度比 111.2%と大幅に増加しました。追徴税額も 824 億円（前年度比 112.2%）と増加し、調査 1 件あたりの追徴額は平均 867 万円に達しています。調査の対象は、過少申告が疑われる事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告が疑われる事案など、国税当局が入手した資料情報に基づき重点的に選定されています。

簡易な接触でも追徴効果

書面通知や電話・来署依頼による「簡易な接触」も積極的に行われており、21,969 件（前年度比 117.0%）に達しました。これにより、申告漏れ課税価格は 1,123 億円、追徴税額は 138 億円と、いずれも簡易接触が開始された平成 28 年度以降で最高水準となっています。形式的なやり取りで済むと軽視されがちですが、実態は大きな修正リスクを伴っており、税務署からの文書ひとつが大きな対応義務に発展する可能性があることを認識すべきです。

無申告・海外資産は特に要注意

無申告事案の追徴税額は 142 億円と、平成 21 年度の公表開始以来で過去最高を記録しました。また、海外資産関連事案も増加しており、実地調査件数は 1,359 件、申告漏れ課税価格は 97 億円です。特に、CRS 情報や租税条約による情報交換が活用されており、海外資産の秘匿は極めて困難になっています。

事例として、海外子会社への貸付金を国内法人口座経由で隠蔽したケースでは、約 4.4 億円の課税価格の修正が行われ、1.8 億円の追徴税額が発生しました。意図的な隠蔽行為は重加算税の対象にもなり得るため、非常に高額な税負担リスクを伴います。

実務での対応ポイント

これらの状況を踏まえ、相続税対策を行う中小企業経営者や資産家は、次の点に留意すべきです。まず、相続前の多額の現金引き出しや贈与については、目的・使途の記録と説明責任を明確にすること。また、海外資産を保有している場合は、その管理状況や取得経緯を文書化しておくことが肝要です。税理士任せにせず、資産構成と過去の資金移動について経営者自身が説明可能な体制を整えておくことが、将来的な税務リスクを軽減する鍵となります。



生前に話し合っておくことがとても大事ですね。



フリーランス等の業務委託先から残業代請求を受けた場合の対処法（第5回/最終回）

【質問】

当社は業務が忙しくなった場合、外部フリーランス等を募集して人員補充し業務に従事しているのですが、中には当社との関係が長く、当社従業員と変わらない処遇を受けている者も存在します。

今般、業務委託契約を締結していた従事者より、実態は労働者であるとして残業代の支払いを求められました。

当社は残業代を支払う必要があるのでしょうか。

【回答】

前回は、労働者に該当しなかった場合であっても、フリーランス法や取適法など留意すべき法律があることを解説しました。

今回は、労働組合法などを取り上げます。

【解説】

(4) 労働組合法について

労働者に該当しないのであれば、当然に労働組合法の適用がないのではと思われる方も多いかと思えます。しかし、以前解説した労働者該当性の判断基準は、労働契約（労働基準法、労働契約法、労働者災害補償保険法）に関するものに留まります。すなわち、同じ「労働者」という言葉を用いても、労働基準法等で定める労働者と労働組合法で定める労働者は異なるものと解釈されています。

この結果、労働契約は成立していないと評価されても、労働組合法上の労働者には該当するので、会社は団体交渉に応じる、ストライキを甘受する義務があるといった事態が生じ得ます。一昔前の事例ですが、プロ野球選手は個人事業主として球団から逐一指揮命令を受けることなく業務従事しているため、労働契約を締結しているわけではありません。しかし、球団が催す野球競技に従事することで収入を得ていますので、労働組合法上の労働者に該当するとされ、実際にも2004年に選手会によってストライキが決行されたことがある…といえバイメージしやすいかもしれません。

さて、労働組合法上の労働者に該当するか否かについては、平成23年に厚生労働省が公表した基準が有名です。

◆基本的判断要素

- (1) 業務組織への組み入れ
- (2) 契約内容の一方的・定型的決定
- (3) 報酬の労務対価性

◆補充的判断要素

- (1) 業務の依頼に依るべき関係
- (2) 広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束

◆消極的判断要素

- ・ 顕著な事業者性

要は、個人事業主より団体交渉を求められた場合、一律に拒否することはリスクがある点を押さえておく必要があります。

(5) 民法・商法

例えば、著しく低い報酬である、あるいは報酬の発生条件や支払い条件が個人事業主にとって酷であると判断される場合、民法第90条により「公序良俗違反」と判断され、相当額の報酬（商法第512条参照）の支払いを裁判所より命じられる可能性があります。

■「自治体ごとの事業者向け補助金」最新動向

今回は、吹田市の事業者様限定にはなりますが、吹田市が独自で行っている「中業企業ブーストアップ補助金」のご案内をいたします。

【本補助金の目的】

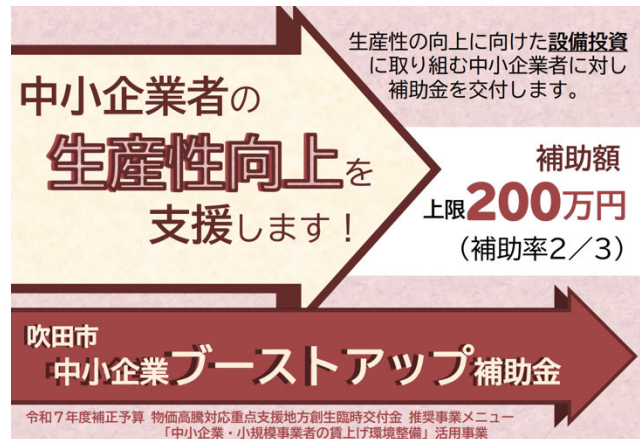
生産性向上(最新機器への更新や手作業の機械化など)につながる設備投資を支援することを目的とした補助金になります。

【対象者】

- 1.吹田市内に主たる事務所を有していること
 - 2.創業から1年以上経過していること
- ※個人事業主も含まれます。

【補助金額】

上限：200万円（補助率3分の2）



本補助金の一番の特徴は、他の補助金より審査基準が緩い点と賃金引上げ要件が義務化されていない点が大きな特徴となります。

ただ、補助対象となっているのが機械設備のみ(PC、車両などは対象外)であることから、用途は限定的ではありますが、要件に合致すれば非常に使いやすい補助金となっています。

募集期間が、令和8年8月31日までと長期的な期間で募集を受け付けていますが、先着順のため予算が上限に達し次第終了される点は注意が必要です。

申請の流れとしては、まず指定のエントリーシートへ必要事項を記入し、購入予定の設備見積書を添付するところからスタートします。(すでに購入している場合は対象外となりますのでご注意ください。)

似通った補助金に、小規模事業者持続化補助金がございますが、要件に合致する場合はこちらの補助金の方が活用難易度は低いため、優先的に検討することができます。



生産性向上とは?

既存の事業活動において、労働投入量から得られる成果量の比率である労働生産性を向上させることをいいます。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{製品・サービスの成果量 (アウトプット)}}{\text{労働投入量 (インプット)}}$$